



町からみなさんへの大切なお知らせです。



国民年金の届け出はお早めに

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405）

国民年金被保険者の皆さん、現在ご自分が国民年金の何号に加入しているかご存知ですか。

国民年金の種類は、下記の1号・2号・3号の3種類です。就職、退職、結婚などライフスタイルの変化等によって加入の種別が変わるときには、届け出が必要です。

将来、自分が受け取る「老齢年金」はもちろん、若くして障害の状態になったときの「障害年金」やお子様を残して一家の大黒柱が亡くなったときの「遺族年金」などのもしものときに年金が受けとれないということを防ぐため、早めの届け出と納付をお願いいたします。

■国民年金の種類

①第1号被保険者 20歳から60歳までの自営業者・自由業者・農林漁業者・無職などの人とその配偶者、学生。（第2号と第3号被保険者に該当しない人）町役場又は年金事務所に加入の届け出が必要です。

②第2号被保険者 厚生年金や各種共済年金の加入者。※勤務先で加入の届け出を行います。

③第3号被保険者 厚生年金や各種共済年金の加入者（第2号被保険者）に扶養されている20歳から60歳の配偶者。※第2号被保険者の勤務先に加入の届け出が必要です。

こんなとき	届け出の種類 (届出先)	届け出に 必要なもの
自営業・自由業者・農林漁業者・無職になったとき	町役場又は年金事務所	●国民年金被保険者関係届書（日本年金機構から郵送） ●基礎年金番号がわかるもの
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	配偶者の勤務先	勤務先にお問い合わせください
第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	配偶者の勤務先	勤務先にお問い合わせください
第2号被保険者が60歳になる前に退職したとき	町役場又は年金事務所	●資格喪失証明書（退職年月日が確認できる書類） ●基礎年金番号がわかるもの
第3号被保険者が60歳になる前に配偶者が会社を退職したとき／配偶者の扶養から外れ、第2号被保険者にも該当しないとき／離婚したとき	町役場又は年金事務所	●資格喪失証明書（扶養から外れた日が確認できる書類） ●基礎年金番号がわかるもの

付加年金に加入するとき	町役場又は年金事務所	●基礎年金番号がわかるもの
国民年金基金に加入するとき	国民年金基金	まずは左記にお問い合わせくださいTel.0120-65-4192
学生で、保険料を納めるのが困難な時(学生納付特例申請※毎年申請が必要)	町役場又は年金事務所	●学生証の写しまたは在学証明書（原本） ●基礎年金番号がわかるもの
第1号被保険者で、経済的な理由などで保険料を納めるのが困難なとき(保険料免除・納付猶予申請)※毎年申請が必要	町役場又は年金事務所	●基礎年金番号がわかるもの ※失業を理由に申請される場合には、退職年月日の確認できる書類（離職票・雇用保険受給者証の写し）

精神障害者保健福祉手帳JR運賃割引

問 保健福祉課 地域福祉係（内線 1404）

4月1日からJRグループでは精神障害者運賃割引制度が開始されます。

■要件 次の3点を満たす必要があります。

- ①手帳が有効期限内であること
- ②手帳に顔写真が貼ってあること
- ③手帳に旅客運賃減額（第一種又は第二種）の記載があること



割引内容はこちらから

割引制度の利用を希望する方は次のものを持参し、役場窓口にて手続きが必要です。

■持参物

- ①旅客運賃減額割引区分の記載を希望する方
・精神障害者保健福祉手帳
- ②お持ちの手帳に顔写真の添付がない方
・精神障害者保健福祉手帳
・顔写真（申請日1年以内に撮影したもの、無帽、サイズは縦4cm×横3cm）

■受付開始日 3月3日(月)

■申込先 川俣町役場 1階4番窓口

HPVワクチン接種が完了していない方へ

問 保健福祉課 健康増進係（内線 2201）

3月31日までに、HPVワクチンを1回以上接種した方は、2025年4月以降も、残りの接種を公費で受けられることになりました。今年の3月までに1回接種をしていれば、公費で残りの接種を完了することが可能ですので、接種をご検討ください。

※対象者には個別通知をしています。



暮らし

町営住宅入居者募集

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

■募集期間 3月3日(月)～3月17日(月)

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(閉庁日を除く)

■対象住宅と戸数

- ①飯坂団地（飯坂字北古堂道内）2戸
- ②小綱木団地（小綱木字反田）2戸
- ③壁沢団地1号棟（字壁沢）14戸（1・3～5階）
- ④壁沢住宅2号棟（字壁沢）4戸（1・2階）
- ⑤ふもとがわ団地1号棟（大字鶴沢字笛田）10戸（2～5階）
- ⑥ふもとがわ団地2号棟（大字鶴沢字笛田）9戸（2～5階）
- ⑦賤ノ田団地（字賤ノ田）11戸（2～5階）
- ⑧新中町団地（字新中町、字川原田）3戸（2戸1棟建てタイプ）

※壁沢住宅2号棟については、Uターン者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。

※新中町団地については、特定帰還者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。

■間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。

■入居条件

- ①現に住宅に困窮している方。
- ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
- ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
- ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。（60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください。）
- ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること（収入のある方全員）です。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は214,000円以下となります。
- ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
- ⑦入居者が暴力団員でないこと。

■家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります（別途、共益費等がかかります）。

■駐車場 原則1戸に1台（家賃とは別に使用料有り。一部の住宅は駐車場無し）

※新中町団地については、入居者名義2台まで

■受付場所・問い合わせ 標記担当までお問い合わせください。



ご存知ですか、「はかり」の定期検査

問 政策推進課 まちづくり推進係（内線 2406）

商店、工場、病院、調剤薬局、直売所、コンビニ及び事業所等で、取引又は証明に使用されている「はかり、分銅及びおもり」は、2年に1回の定期検査を受けなければなりません。町では、定期検査対象のはかりの事前調査を2月より順次行っておりますので、ご協力をお願いいたします（なお、定期検査を受検していないはかりを使用すると、計量法第173条によって「50万円以下の罰金」に処せられますのでご注意ください）。詳しくは、「福島県はかりの定期検査」で検索し、福島県計量検定所の定期検査のページをご覧ください。



←このマークが書いてあるはかりが対象です

5年に一度の「国勢調査」が行われます

問 政策推進課 政策調整係（内線 2404）

我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として、9月下旬に調査票を配付し、10月1日現在日本国内に住んでいるすべての人と世帯を対象に調査します。調査結果は、さまざまな行政施策の基礎データや研究・教育活動など皆さんの生活の幅広い分野で利用されます。

回答方法は、インターネット回答と郵送回答があり、スマホやパソコンから24時間いつでも回答ができるインターネット回答がかんたん便利ですので、ぜひご利用ください。

マイナ保険証も資格取得・喪失の手続きを

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1406）

国民健康保険から社会保険へ変更になった場合は、手続きが必要です。

■国民健康保険の取得（国保に入るとき）

マイナ保険証をお持ちの方、お持ちでない方ともに、職場の健康保険の資格喪失証明書（資格喪失日の記載があるもの）をご用意ください。

■国民健康保険の資格喪失（国保をやめるとき）

手続き時に従来の保険証をお持ちでない方は、健康保険の被保険者であることを証明するものとして、以下のいずれかをご用意ください。

・マイナ保険証をお持ちの方…新しく加入した健康保険の「資格情報のお知らせ」

・マイナ保険証をお持ちでない方…新しく加入した健康保険の「資格確認書」

※健康保険が変わった場合、一度マイナ保険証として利用登録をしていれば、マイナ保険証の変更作業は不要です。